

軽自動車税の減免申請は5月24日(金)まで



身体等に障がいがあり、次の【表1】・【表2】の要件に該当する方は1人につき1台分の軽自動車税が減免になります。(ただし、普通自動車税で減免を受けている方は対象になりません。)

また、一人暮らしで障がいのある方の所有する軽自動車などで、通学・通院等のために常時介護をする方が運転する場合も対象になります。

■減免の手続き

◇昨年度申請をした方

本年度以降申請内容に変更が無い場合に限り、毎年度申請する必要はありません。(昨年度の内容に変更があった方は、改めて申請

が必要です。)

◇今年度新たに申請する方

軽自動車税の納税通知書が届いたら5月24日(金)までに税務課の窓口で手続きを行ってください。

■手続きに必要なもの

◇本人が運転する場合

- ①軽自動車税の納税通知書
- ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)
- ③運転免許証(本人のもの)
- ④車検証
- ⑤印鑑

◇家族運転・常時介護者が運転の場合

- ①軽自動車税の納税通知書

- ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)
- ③運転免許証(運転する方のもの)
- ④車検証
- ⑤印鑑
- ⑥減免資格生計同一証明書(家族運転の場合)
減免資格常時介護証明書(常時介護者運転の場合)

■お問い合わせ

*税務課市民税担当
(内線155)

*⑥のお問い合わせ
福祉課障がい福祉担当
(内線182・183)

【表1】 軽自動車税減免対象者の障がいの範囲

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転の場合 (障がい者本人が所有する車を本人が運転)	生計同一者(家族)運転又は常時介護者運転の場合
視覚障がい	1級~3級・4級の1	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
上肢不自由	1級・2級の1・2級の2 (両上肢の障がいのみ対象)	
下肢不自由	1級~6級	1級~3級の1(両下肢の障がいのみ対象) (3級の1は欠損に限る)
体幹不自由	1級~3級・5級	
幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級 (一上肢にのみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1級~6級
心臓・腎臓・呼吸器 膀胱又は直腸・小腸の機能障がい	1級・3級	
免疫・肝臓機能障がい	1級~3級	
視覚・聴覚平衡機能障がい	特別項症~第4項症	
音声機能障がい	特別項症~第2項症 (喉頭摘出による音声機能障がいの場合に限る)	
上肢不自由	特別項症~第3項症	
下肢不自由	特別項症~第6項症及び第1款症~第3款症	特別項症~第3項症
体幹不自由	特別項症~第6項症及び第1款症~第3款症	特別項症~第4項症
心臓・腎臓・呼吸 膀胱又は直腸・小腸機能障がい	特別項症~第3項症	
療育手帳【紺色】	障がいの程度 A	
精神障害者保健福祉手帳【緑色】	1級	

【表2】 軽自動車等の運転手、所有者及び使用目的の範囲

運転手	障がい者本人の状況		車の所有者	使用目的
障がい者本人			障がい者本人	目的は問わない
障がい者と生計を一にする者 (家族等)	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている		障がい者と生計を一にする者 (家族等)	身体障がい者の ・通院・通学・通所 ・通勤・生業に使用する。 (1年を通し、週三日以上 もしくは総使用日数が、 走行距離数の50%以上)
	上記以外	障がい者が18歳以上	障がい者本人	
障がい者を常時介護する者	世帯全員が身体障がい者等		障がい者と生計を一にする者 (家族等)	

*生計を一にする者・常時介護する者とは、市福祉課で「減免資格証明書」を交付された方になります。